

## 労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報を提供します。

事業所の名称	株式会社スプラウト 三重営業所
事業所の所在地	〒514-0831
	三重県津市本町21-5 渡辺オフィスビル2F

### 1. 派遣労働者の人数 (令和3年6月1日現在)

派遣労働者数	28名
--------	-----

### 2. 派遣先の数 (令和3年6月1日現在)

派遣先事業所数	5事業所
---------	------

### 3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間令和2年4月1日～令和3年3月31日)

労働者派遣に関する料金額の平均額 (1日8時間当たり)	¥16,521
派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日8時間当たり)	¥11,486
マージン率	30.48%

- ※「労働者派遣に関する料金額」は、1人1日当たりの派遣料金（消費税を含む）  
※「派遣労働者の賃金の額」（手当、賞与、その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう）は、派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額を元に、8時間（1日）業務に従事したものとして算定。  
※マージンには、法定福利費等（健康保険、厚生年金、雇用保険 など）、及び運営費等（有給休暇、事務所費、労務管理、採用活動、事業運営に当たる労働者の人件費、など）を含みます。

### 4. 教育訓練に関する事項

派遣就業時に「就業時のルール及びマナー」についての教育訓練を実施します。  
また、派遣中は業務内容に応じて「OA機器操作」訓練や「製品製造検査作業員訓練」の実施、リーダー育成を目的とした労務管理者基本訓練等の教育訓練を実施します。

- ・キャリアコンサルティング相談窓口  
三重営業所 TEL : 059-272-4677

### 5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

- ・福利厚生等  
社会保険（雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金）  
定期健康診断  
有給休暇、育児・介護休業、看護・介護休暇

### 6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定の締結 : 有
- ・労使協定の対象となる範囲 : 原則として弊社と契約する全派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期 : 令和4年3月31日